

## 食品営業許可地位承継（知事が権限を持つもの） 審査基準

### 【事務の根拠】

食品衛生法（以下「法」という。）第五十三条第二項

前項の規定により許可営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### 【届出事項等】

（相続の場合）

食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）第六十八条第一項

法第五十三条第二項の規定により相続による許可営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、都道府県知事の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 営業所所在地
- 五 営業の種類
- 六 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

規則第六十八条第二項

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

（合併の場合）

規則第六十九条第一項

法第五十三条第二項の規定により合併による許可営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、都道府県知事の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- 三 合併の年月日
- 四 営業所所在地
- 五 営業の種類
- 六 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

#### 規則第六十九条第二項

前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(分割の場合)

#### 規則第七十条第一項

法第五十三条第二項の規定により分割による許可業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、都道府県知事の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 営業所所在地
- 五 営業の種類
- 六 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

#### 規則第七十条第二項

前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

### 【届書様式】

(相続の場合)

#### 食品衛生法施行細則（以下、「細則」という。）第二十二條

規則第六十八条第一項の届出は、別記第八号様式による届書にその事実を証する書類を添えて、遅滞なく行わなければならない。

(合併の場合)

#### 細則第二十三條

規則第六十九条第一項の届出は、別記第九号様式による届書にその事実を証する書類を添えて、遅滞なく行わなければならない。

(分割の場合)

#### 細則第二十三条の二

規則第七十条第一項の届出は、別記第九号様式の二による届書にその事実を証する書類を添えて、遅滞なく行わなければならない。

#### 参考条項

#### 法第五十一条

都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

#### 法第五十二条第一項

前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### 法第五十三条第一項

前条第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可業者」という。)について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可業者の地位を承継する。

#### 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五項

食鳥処理 次に掲げる行為をいう。

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

殿	年 月 日  住所 届出者 氏 名  年 月 日生 被相続人との続柄
許可営業者の地位承継届	
下記のとおり許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。	
記	
被相続人の氏名	
被相続人の住所	
相続開始の年月日	年 月 日
営業所の所在地	
営業所の名称等	
現に受けている営業許可の番号及び年月日	営業の種類
1	第 号 年 月 日
2	第 号 年 月 日
3	第 号 年 月 日
4	第 号 年 月 日
5	第 号 年 月 日
備考	
添付書類 1 戸籍謄本 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書	

年 月 日	
殿	
主たる事務所の所在地	
届出者 名 称	
代表者の氏名	
許可営業者の地位承継届	
下記のとおり許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。	
記	
合併により消滅した法人の名称及び代表者の氏名	
合併により消滅した法人の主たる事務所の所在地	
合併の年月日	年 月 日
営業所の所在地	
営業所の名称等	
現に受けている営業許可の番号及び年月日	
1	第 号 年 月 日
2	第 号 年 月 日
3	第 号 年 月 日
4	第 号 年 月 日
5	第 号 年 月 日
備考	
添付書類 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書	

